

「区長への手紙」内容一覧（令和5年10月分）

企画部

月	日	内容	対応・考え方
10	30	最近個人のデータは資源のように扱われているのですから、公共の施設内での充電などは公費で利用者に供給するようにしてください。民間では自由に充電できる場所もあるのに、公共の場では禁止する張り紙が張られていたりして、これには落胆してしまいます。	区では、民間でできることは民間に委ね、官が果たすべき役割については市場原理が機能しない部分に限るなど、官民の最適な役割分担により、公共サービスの向上に努めていく必要があると認識しています。そのため、公費を使って公共施設で利用者が充電できるようにすることは考えていません。

区民部

月	日	内容	対応・考え方
10	5	総合スポーツセンターの設備メンテナンスが十分にされていません。女子用スイミングロッカールームは鍵の故障や洗面台の汚れがあり、ウォーターサーバーにはカビが付着しています。センター全体の衛生面に問題があります。直接、申し入れをしましたが、改善が見られないので対応をお願いします。	当センターのメンテナンスが十分でないというご意見を真摯（しんし）に受け止め、設備の修繕や、専門の従業員による定期清掃の強化、現場スタッフによる点検など、直ちに改善を図るよう指示しました。今後とも当センターを気持ちよくご利用いただけるよう指導を徹底していきます。
10	10	区のおしらせなどに「マイナンバーカード」という記載がありますが、申請し発行されるカードには「個人番号カード」と表記されています。実際には存在しないカードであり、呼び名ではないでしょうか。区のみならず、都や国に改正をお願いしたいと思います。	「個人番号カード」と「マイナンバーカード」は同一のものを表しており、「個人番号カード」は「マイナンバーカード」の法律上の正式名称です。国、都および報道において広く使われ、一般的な呼び名である「マイナンバーカード」という名称を使用しないことは困難ですが、今回頂いた意見を国および都へ共有しました。
10	11	本籍地が区の場合は、コンビニで戸籍謄本を取得できません。5年以上コンビニ取得に対応していないのだと思いますが、何か理由があるのでしょうか。また、コンビニ取得に対応する予定はありますか。	令和6年3月から、全国の自治体窓口で戸籍に関する証明書を取得できる広域交付が開始予定であり、本区もシステム改修準備を進めています。広域交付の開始により、サービス向上が図られると考えますが、コンビニ交付についても稼働後の状況を見定めながら導入の検討を行っていきます。
10	11	日本橋特別出張所でマイナンバーカードの電子証明書を更新する際、カードが読み取れず更新できないため、再発行する場合は手数料がかかると言われました。理解できず抗議しましたが、職員は国の決まりと聞き入れてくれませんでした。再発行の無料化と職員教育をしてください。	マイナンバーカードの再交付については有料と定められています。手数料の無料化の要望については、窓口で寄せられた意見として受け止めています。また、職員の対応については、温かみのある接遇を心がけるよう徹底していきます。
10	16	豊海テニス場で楽しくプレイしていますが、荷物などがあり自転車だとつらいので、豊海運動公園内に、公園利用者がバイクを駐車できるエリアを作ってください。公園入り口にある多目的グラウンドの手前や奥にスペースがあるので、通行の邪魔にならないように止めさせてください。	豊海テニス場へは、徒歩や公共交通機関、自転車での来場をご案内しています。自転車で来場の場合でも、豊海運動公園の駐輪場を公園利用者と共用していただいております。専用駐輪場や駐車場を設けることは困難です。ご不便をおかけしますが、自動二輪車でのご来場はご遠慮願います。
10	17	日本全国に設置されているポケモンマンホールを区に設置してください。設置することで国内外のファンが集まります。また、築地や銀座にゆかりのあるキャラクターにすれば、観光客だけでなく地元の人にも喜び地域が活性化すると思います。	ポケモンマンホール「ポケふた」は、株式会社ポケモンが自治体と協働で企画し、実施しています。都内では、台東区に2か所、町田市に6か所、小笠原村に4か所設置されていますが、区では今のところ設置の予定はありません。
10	27	本庁舎のように、日本橋特別出張所を日曜日も開庁してください。	出張所や区役所の窓口は、平日に来庁できない方に配慮し、日曜日に本庁舎を開庁するとともに水曜日は午後7時まで延長して行っています。現時点では日曜日に来庁される方の需要に十分お応えできているものと認識しておりますが、今後とも利用状況を注視していきます。

福祉保健部

月	日	内容	対応・考え方
10	3	今までは国のベビーシッター補助券と区の支援を併用し、フルタイムの仕事ができていました。このたび、予算の関係で国の支援が年度内で打ち切りになり、区の支援のみでは経済面、業務面、子どもへの負担が不安です。区の追加の支援を検討してください。	区では、国のサービスが打ち切られたことを理由として、区が追加の支援策を講じることは困難です。なお、子ども家庭庁では、打ち切りを表明した「ベビーシッター利用割引券」について、速やかに発行を再開することを表明しました。
10	6	電話で国民健康保険料の納付について質問をした際、担当の職員から不快な態度をとられて恐怖と失望を感じました。改善をしてください。	このたびは、職員の電話での対応により、不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ありませんでした。厳重に注意するとともに、改めて接遇について指導しました。また、周りの職員に対しても、組織全体の問題との意識をもって丁寧な接遇を心がけるよう指導しました。
10	10	第二子保育料無償化について、区が一部対象外にしている企業主導型保育所に通う児童も対象にしてください。保育を必要としている子どもへの対応として不公平です。無償化の説明も不十分でした。そもそも第一子が認可保育園に入園できなかったことに起因しています。	現在、幼児教育・保育の無償化対象施設となっている認可外保育施設も国が定めた基準を満たさないと無償化の対象施設とはならなくなることから、今後、対象の施設については一定の保育の質が担保されます。そのため、ご指摘のあった第二子保育料の無償化について検討を進めていきます。
10	19	学童クラブは入れる指標が曖昧で、クリアにされていません。改善してください。	学童クラブの利用審査基準は、保護者の就労状況などや児童の学年などに応じた指数に加え、所得などの優先順位により審査を行い、入会者を決定しており、募集案内でも公表しています。現時点で審査基準を変更する予定はありませんが、より一層適正な選考基準を検討していきます。
10	31	学童保育について、他区の多くは障害のある子どもの6年生までの利用を明記しています。利用枠の設定は、留守番ができない障害のある子どもへの放課後の居場所確保の合理的な配慮だと思います。この点について、障害者差別解消法に抵触するかどうか、区の見解を知らせてください。	学童クラブは、保護者の労働などで昼間家庭にいない児童を対象にしており、障害の有無により利用枠を設定するものではないと認識しています。また、3年生以上の障害のある児童は2年生と同じ条件で調整指数を加点するなどの配慮を行っています。
10	31	障害のある子どもは、年齢に応じた「できる」が少ないため年齢以外の枠組みが必要です。区の基準で①障害のある子どもを小学2年生と同じ扱いにする②小学6年生までの利用枠を設けない理由を、障害のある子どもの成長の難しさや放課後デイサービスの空き不足を踏まえ教えてください。	学童クラブは、保護者の労働などで昼間家庭にいない児童を対象にしており、障害の有無により利用枠を設定するものではないと認識しています。また、3年生以上の障害のある児童は2年生と同じ条件で調整指数を加点するなどの配慮を行っています。
10	31	こども家庭庁の資料「障害児支援施策の方向性について」では、子育て支援施設の一つである放課後児童クラブでの支援力・受け入れ強化を示しています。このように国が方向性を示す中で、障害児が6年生まで優先して利用できることにしない理由を教えてください。	学童クラブは、保護者の労働などで昼間家庭にいない児童を対象にしており、障害の有無により利用枠を設定するものではないと認識しています。また、3年生以上の障害のある児童は2年生と同じ条件で調整指数を加点するなどの配慮を行っています。
10	31	要支援児の学童利用について、審査会で個別に利用決定する運営では次年度利用が確約されないため、利用できない場合には居場所の確保が間に合いません。ブレディプラスも同様です。児童館は利用時間が短く、放課後等デイサービスは数が不足しています。学童の運営を改善してください。	学童クラブは、3年生以上の障害のある児童は2年生と同じ条件で調整指数を加点するなどの配慮を行っています。区では放課後の保育が必要なお子さまをブレディでも受け入れているほか、放課後等デイサービスなど民間活力も活用したサービス提供体制の充実に努めていきます。

保健所

月	日	内容	対応・考え方
10	2	京橋地域にある店舗の隣のビルで働いている清掃員らしき人が、路上禁煙の垂れ幕がある場所でたばこを吸っていて大変迷惑しています。注意喚起をしてください。	ご指摘の店舗に隣接する各ビルを訪問し、各ビルの管理者に対し「中央区たばこルール」の説明を行いました。また、喫煙する際は指定喫煙場所を利用するよう、各テナントの従業員に周知・徹底するよう指導し、速やかに対応するとの回答を得ました。
10	2	新型コロナウイルスワクチンの予約システムにログインして現況を確認しましたが、システム内の表記が「2023年9月20日以降の接種日でご予約できます。」となっています。前回の接種は7月ですが、なぜこのような表記となるのですか。システム検証は十分にしていますか。	令和5年秋開始接種の開始日をお知らせする目的で、システム上に「2023/09/20以降の接種日でご予約できます。」と表記しています。令和5年秋開始接種が開始されたことから、表記を「前回接種から3カ月を経過した日付」に修正します。
10	2	勝どきの保育園の横にマンションが建設されたことに伴い、公園も新しくなりましたが、以前の遊具がなくなり残念です。また、保育園横にトイレが設置されましたが、その付近で喫煙や違法駐輪をする人がいて、マナーや安全が脅かされています。対応をお願いします。	ご指摘の場所での喫煙は条例で禁止していることから、巡回パトロールを強化し、繰り返し注意してもルールを守らない喫煙者に対しては行政指導を行うなど、喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図るとともに、分煙環境の確保に努めます。
10	10	近所の迷惑事象についての相談です。全席喫煙可能な飲食店があります。受動喫煙防止条例に違反しているのではないのでしょうか。調査し指導してください。	ご指摘の店舗を訪問し確認したところ、「喫煙可能店」としての要件を満たしていることを確認しました。今後も区内飲食店が関係法令などを順守するとともに、適切に営業が行われるよう注視します。
10	11	带状疱疹ワクチン接種補助制度を要求します。他区に住む親族は高額なワクチン接種を半額補助され接種できました。この予防接種について、特別番組や宣伝で周知される中、区で補助制度がないのが不思議です。早期の対応をお願いします。	電話にて、「令和5年4月から助成事業を開始している。」旨説明し、区のホームページに掲載されている申請書、医療機関一覧を送付しました。
10	13	自宅マンションと隣家の間の私道には、隣家が設置運営している飲料自動販売機と灰皿があります。隣家住民を含めた通行人が、その灰皿を中心に集まり常に喫煙しています。そのため周辺住民は、望まない受動喫煙とたばこ臭さに迷惑していますので、実態の調査と対応を要望します。	私道ではあるものの、「健康増進法」で定める屋外配慮義務に違反していることから、灰皿を撤去するよう継続的に指導をしています。喫煙者が周囲から集まる状況が続かないよう、今後も灰皿撤去の指導を続けるなど対応します。
10	16	京橋地域には、店舗の横の小道に灰皿を置き、客や通行人を途切れなく喫煙させ、大通りにはみ出し看板や物を置いている飲食店があります。別の店は、敷地内に灰皿を置き、喫煙者は公道に向けて煙を出しています。早期改善のため、区の方針、対策方法、予算の使い方、広報の再検討をお願いします。	ご指摘の2店舗に指導しました。区内の飲食店事業者が関係法令などを順守し、適切に営業できるように指導します。指導後は、職員や巡回パトロールによる現地確認をより強化し、改善すべき状況が長続きしないよう迅速に対応します。
10	30	京橋地域にある店舗が、小さいテーブルを外に出して、上に灰皿を設置しています。確認の上、対処をしてください。	店舗前公道上での喫煙は条例で禁止していることから、当該場所での喫煙禁止を徹底し、喫煙の際は近隣の指定喫煙場所を利用するよう指導しました。また、ご指摘の飲食店利用者が店頭で喫煙していたことを確認したため、再度指導しました。
10	31	ワクチン接種は、個人が情報を集め有効性と安全性を判断する必要があります。行政は情報を集め区民などに選択させる事が大切です。HPVワクチンも、区民の選択の自由は大切ですが、現状では補助金支給や男性への推奨はしないでください。	法定接種以外の予防接種費用を助成対象とする場合は、国や都からの情報や感染症の流行状況などを総合的に検討し、実施の可否を決定します。男性のHPVワクチン接種費用助成は現在予定していませんが、引き続き検討していきます。

環境土木部

月	日	内容	対応・考え方
10	2	緑道公園沿いの駐車禁止のカラーコーンが、自転車の走行の邪魔になると撤去されました。これまでは不法駐車によるエンジン音や排気ガスの対策から、警視庁の了解を得て、自衛的にカラーコーンを置いていました。住民がカラーコーンを自費で設置し、住みよい街にする活動が無駄になるのは残念です。	公道上に許可なく私的に構造物を設置することは、法令で禁止されています。ご指摘の場所でコーンを設置している方々を個別に訪問し、説明しました。また、警察署にコーン設置許可について照会しましたが、許可の事実は確認できませんでした。
10	2	勝どきの保育園の横にマンションが建設されたことに伴い、公園も新しくりましたが、以前の遊具がなくなり残念です。また、保育園横にトイレが設置されましたが、その付近で喫煙や違法駐輪をする人がいて、マナーや安全が脅かされています。対応をお願いします。	開発で道路の付け替えが行われ、敷地の一部が車道になったことから、遊具は設置していませんが、新たに民間敷地内に小型の遊具が設置されました。また、放置自転車については、当該箇所の巡回を重点的に行うよう委託会社に指示しました。
10	2	月島の図書館に、勝どき地区から保育園児と一緒にいくことが難しいです。徒歩だと20分以上、往復バスを利用すると費用がかかります。本の森ちゅうおうの利用はさらに難しいです。子どもが1人でも利用できるよう、江戸バスを有効活用し、図書館近くに停留場を置いてください。	運行ルートを新設する場合、追加車両の購入や停留所施設などの初期投資、車両待機場所の確保の他、運転士不足など多くの課題があり、実施することは困難な状況です。
10	4	浜町公園の4カ所の出入り口は、タクシーや家用車が駐車し、自転車の走行や公園利用者の妨げになることがあります。オレンジラインを引いたり、駐停車禁止の看板を立てるなどの対策を講じ、走行や通行が円滑にできるよう改善してください。	公園出入り口付近で駐停車を行わないよう周知する看板を、各出入り口に掲出しました。また、同公園の出入り口付近には横断歩道が設置されていることから、警察署に取り締まりを強化するよう申し入れました。
10	10	日本橋地区にある道路について、十字路やT字路などの白線を、歩行者や自転車、車から見えるように改善してください。	ご指摘の十字路、T字路などの白線について、薄くなっている箇所を確認しました。周辺の薄くなっている外側線を含め、順次、白線の引き直しを行います。今後も、安全・安心に通行できる道路の維持管理に努めます。
10	10	日本橋地区にある道路について、自転車ナビレンなどの白線を、歩行者や自転車、走行する車から見えるように改善してください。	ご指摘の十字路、T字路などの白線について、薄くなっている箇所を確認しました。周辺の薄くなっている外側線を含め、順次、白線の引き直しを行います。今後も、安全・安心に通行できる道路の維持管理に努めます。
10	16	京橋地域には、店舗の横の小道に灰皿を置き、客や歩行人に喫煙を促す声掛けをし、大通りにはみ出し看板や物を置いている飲食店があります。調査の上、改善させてください。	ご指摘の店舗が設置している看板・物品は、都が管理している道路のため、都と合同で訪問し、道路に出されている提灯などを撤去するよう指導しました。今後も関係機関とパトロールを行い、店舗側に改善するよう求めます。
10	16	豊海運動公園内に、公園利用者がバイクを駐車できるエリアを作ってください。公園入り口にある多目的グラウンドの手前や奥にスペースがあるので、通行の邪魔にならないように止めさせてください。取りあえず、移動式の駐輪場表記の看板でも良いと思います。	区立公園は一部を除き、近隣の区民や就業者を主な利用者として想定しており、面積にも限りがあることから、自動二輪車を含む駐車場を整備していません。ご不便をおかけしますが、自動二輪車での来場はご遠慮ください。

10	16	銀座の歩道上に放置されている植木鉢を撤去してください。黙認すれば、他の場所でも、さまざまなものが無許可で置かれるようになります。「割れ窓理論」の観点からも軽微なうちに手を打っておく必要があります。	現地にて植木鉢とその所有者を確認し、道路上へ植木鉢を設置することは道路法により禁止されているため、撤去するよう指導しました。今後は、植栽が増えないよう巡回指導を重ねていきます。
10	16	ごみのリサイクル回収所で、中厚紙の色紙で次週は休みという案内と別の回収所の地図をもらいましたが、あんなに立派な紙に刷る必要がありますか。小さくて薄いリサイクル用紙に別の近くの回収所の案内が載っているもので十分ではないですか。	ご指摘のとおり、周知するためのチラシは簡素な用紙を使用すべきと認識しています。今後は色紙ではなく、白色の薄い安価な再生用紙に印刷し、配布していきます。
10	16	街の美化、道路の整備、歩道の拡大などを要望します。	区民・事業者の協力を得てクリーン活動を行うとともに、清潔な地域環境や快適な歩行空間の確保を図っています。安全性や景観、バリアフリーなどに配慮した道路整備を計画的に進め、障害者や高齢者など、誰もが安全かつ快適に移動できるよう、歩行環境の拡充を図っていきます。
10	19	最近中央区に転入してきました。町並みに必ずというくらい、樹木があり公園も多く、ビルが多く車も多いのに、きちんとした感じを受けました。しばらく、住むと思いますので、よろしく願います。	頂いたご意見を職員間で供覧しました。
10	23	日本橋3丁目高島屋横の植栽が非常にひどい状況です。対応してください。	現地確認を行ったところ、当該植栽の枯れを確認できたため、植え替えを行います。
10	24	築地大橋のエレベーターの内側が汚いです。銀座東7丁目のエレベーターもきれいとは言えません。掃除をしてください。	築地大橋エレベーターについては日常的に清掃を行っていますが、確認したところ汚れがあったため、清掃を実施しました。また、銀座歩道橋エレベーターについても、日常的に監視および巡視をするとともに、適宜簡易清掃を行っています。
10	24	デイキャンプ場の土曜・日曜日の利用抽選日は平日に当たります。希望者がいない場合は電話受付が可能ですが、気候の良い時期はほとんど利用できません。仕事をしていると、平日に事務所に行くことは不可能だと思います。抽選方法をインターネット方式にするなど変更をお願いします。	抽選方法の変更については、多くの方がデイキャンプ場を気軽に利用できるよう、インターネットを使った予約システムの導入を検討していきます。
10	25	区立公園でのラジオ体操に参加しています。毎日ごみ箱にごみが溢れ、カラスがごみを散らかすため、参加者が掃除をしています。ごみ捨てのマナーについてポスターなどを掲示し、ごみ箱や清掃を増やすなどしてください。カラスが箱から出せないようなごみ箱の設置も検討してください。	当該公園のごみの量を確認しました。今後のごみの状況により、必要に応じてごみ箱の増設を検討します。増設する際には、蓋がスイング式のごみ箱など、カラス対策も考慮して検討していきます。
10	25	駐車場を増やしてほしいです。自家用でも社用でも駐車場探しに困っています。利用料金も高額すぎるので検討してください。	区では、区営自動車駐車場を8カ所設置していますが、増設は、区有地の確保ができないなどの理由で設置予定はありません。利用料金については、区内にある民間などの駐車料金を踏まえ駐車場ごとに料金を設定しています。

10	27	①雨が降ると、運河沿いの歩道に水たまりができて歩行の邪魔になります。対応してください。②立派な歩道橋ができましたが、来年の4月まで利用できないとのこと。早く利用できるようにしてください。③早朝から花壇の手入れや水やりをしている方がいて尊敬しています。	①区でも水たまりが発生していることを把握しており、業者に補修工事の手配をしています。②歩行者専用橋は、現在、照明設備の調整や、塗装工事、舗装工事などを実施し、令和6年4月に供用を開始する予定です。③草花植え付けボランティアの方と推察されます。
10	30	11月1日から、自転車のヘルメット購入に関して補助金が出ます。私は3月中に購入しましたが、区役所に問い合わせたところ、11月1日以前の購入に関しては補助金を支給できないとの回答でした。領収書を提示すれば還付されるよう、何らかの措置を考えてください。	11月1日よりヘルメット購入の補助事業を開始しました。この事業は、区が認定した事業協力店で11月1日以降に購入した場合に限り、割引価格で購入できる制度です。
10	30	日本橋浜町の店舗の横のLED街路灯が不点灯になっていて暗い状態です。現在は45ワット相当のLED電球のようなので60ワット相当のLEDにして、さらに見やすいように改善してください。	ご指摘の街路灯については、不点灯を確認したためLED電球（45ワット相当）の交換を行いました。また、道路の照度測定を行い、規定の基準照度を十分満たしていることを確認しています。
10	30	京橋地域にある店舗が、外に小さいテーブルや設置物を度々置いています。確認の上、対処してください。	当該店舗を訪問し、歩道上にテーブル・椅子、ごみ箱が置かれていることを確認し、道路上に置かないよう指導しました。引き続き道路の適正使用、良好な道路環境を維持するため、指導を行っていきます。
10	30	築地・新富町近辺には区立駐輪場がなく、店舗にも駐輪場がないため、短時間の場合は警告のみで撤去は猶予してほしいです。また、近隣に自転車用ヘルメットを購入できる店舗がないため、区でキャンペーンなど実施し、手頃な価格のヘルメットをいくつか紹介してもらえませんか。	放置自転車は、放置禁止区域以外各々に、一定時間および一定期間注意札・警告札を貼付した後に撤去を行っています。また、11月から自転車ヘルメットの購入補助事業を開始しており、区のイベントで事業協力店のコーナーを設けるなど、事業の広報の検討を行います。
10	31	日本橋浜町のLED街路灯が2カ所不点灯です。また管内の金座通りは、木の枝や葉で街路灯が隠れています。なお、街路灯は45ワットの昼白色より昼光色のLED電球にした方が光源が明るく、防犯的にも良いと思います。	ご指摘の街路灯について、不点灯を確認したため交換を行いました。街路灯用のLEDとしては、昼光色は製造されていないため、昼白色を採用しています。また、街路灯が街路樹で隠れている件については、剪定（せんてい）を行いました。
10	31	朝潮運河の歩行者専用橋は、ほぼ完成したようです。勝どき側は新しい店も開店し、にぎわいが出ました。しかし、橋の開通は半年先です。晴海側のマンションの入居者の増加を待ち、橋が急に混雑するより、早めに開通した方が利用者のデータが取れると思うので検討をお願いします。	ご要望のあった人道橋については、現在、照明設備の調整作業などを行っています。今後は、防水や塗装工事、舗装工事などに加え、両岸での取付道路工事を実施します。こうした一連の工事が完了する令和6年4月に供用を開始できる予定です。

都市整備部

月	日	内容	対応・考え方
10	25	駐車を増やしてほしいです。自家用でも社用でも駐車場探しに困っています。利用料金も高額すぎるので検討してください。	区内では、都の条例により建築物の地域、用途などに応じた駐車場の設置台数が定められ、建物の新築時にその台数の附置が義務付けられています。一方で、民間の駐車場の貸し方や賃料の設定は、条例などで規制できないため、区が対策を講じることは難しいと考えます。

教育委員会事務局

月	日	内容	対応・考え方
10	2	月島図書館では一部の長時間占有する人への対策として、日経新聞はカウンターでの受け渡しとなっておりますが、不便なので改善してください。また、感染症対策としてアクリル板の仕切りを設置していますが、その目的はそろそろ終了したと思います。閲覧の際に不便なので改善してください。	月島図書館における日本経済新聞の閲覧は1人1時間とすることで多くの方にご利用いただいております。今後も皆さまが利用しやすい方法を検討していきます。仕切り板の設置は、感染症対策として令和5年度中の継続を区で方針決定しているところです。
10	2	勝どき地区から月島の図書館に保育園児と一緒にいくことが難しいです。徒歩だと20分以上、往復バスを利用すると費用がかかります。本の森ちゅうおうの利用はさらに難しいです。子どもが1人でも利用できるよう、江戸バスを有効活用し、図書館近くに停留場を置いてください。	勝どき地区からそれぞれの図書館への江戸バス利用については、最短距離での移動ではなく乗り継ぎなどが必要となりますが、アクセスは確保されていると考えています。令和6年7月に晴海図書館が開館した際には、勝どき地区から最も近い図書館となります。
10	3	幼稚園の預かり保育を利用して就労を考えていましたが、来年度から登録利用が廃止されます。設備面や教育方針に賛同し、働きながらの通園を希望していますが、それが難しくなります。定員増加や登録利用について再考してください。	登録利用は、預かり保育を全園に拡大する機会を捉え廃止することとしました。今回の制度改正に伴い、新定員を全園で340名分とし、定員増を図ります。こうした見直しにより、預かり保育を希望する方のニーズは十分に確保できると考えています。
10	5	本の森ちゅうおうに移転した郷土資料館を見に行きましたが、以前とは異なり、写真もなく単に歴史を言葉で羅列しているだけでした。もっと歴史を感じられるように、昔の写真を活用したりして心に残るような展示にしてください。	郷土資料館では、デジタルコンテンツを積極的に活用した閲覧利用を中心とするコンセプトで開館しています。これまでとは異なり戸惑われることもあるかと思いますが、引き続き本区の歴史文化の情報拠点となるよう取り組んでいきます。
10	5	小学校の運動会の主な種目は、ダンス、徒競走、選抜リレーの3種目です。玉入れや綱引きなどの伝統的な種目が少ないため、仲間と協力して勝ち負けの経験をすることもなく、運動の苦手な子どもは運動会での達成感を得ることができません。運動会の内容の充実を検討してください。	当該校は大規模校としての運営上の課題のほか、新型コロナウイルス感染症対策に十分な注意が求められた時期であったことから、密集する団体競技は難しいと判断し、ダンスと徒競走を実施しました。次年度に向けては、団体競技を経験させたいという思いもあり、種目を増やす検討もしています。
10	18	就学前健康診断は日程が合わず、予備日も設けられていません。当日行けない場合は、2週間ほどで4カ所の医療機関を回らなければいけません。日程の連絡も遅く、働く保護者への配慮がありません。平日に行うのであれば、予備日を設けるべきです。	就学时健康診断は8月1日に日程をお知らせしており、実施時刻は全校で決まり次第、ご家庭に郵送しています。欠席の場合は12月末までの受診をお願いしています。学校医など関係者の日程調整が必要なため、予備日の設定は困難ですが、今後は関係機関との調整を検討します。
10	23	浜町公園日本橋中学校仮校舎建設の説明会で、「これは決定事項を説明する会で、区議会の承認を得ているので住民との合意形成は必要ない」との発言がありましたが、住民生活に大きな影響を加えるに当たり、地域住民との合意形成は不要というのが区役所の公式な見解なのでしょうか。	仮校舎の整備については、区民の代表である区議会に報告し了承を得ながら進めています。また、地域住民や公園利用者に多大な影響が生じると考えているため、地域の方から意見を頂き、さまざまな方策を検討しながら説明を尽くし理解を求めていくことが重要と考えています。
10	23	区立中学校内にある掲示板の角が突き出たため、子どもの衣類が破損しました。安全管理が守られていれば未然に防げた事案なので、衣類を補償してください。また、担任は対応が遅く、謝罪もなく、状況を理解していないような説明をしていました。	当該学校において、保護者と校長、副校長が面談を行い、施設の不備により衣服を破損してしまったことを謝罪し、衣服の代替品について学校が対応する旨を伝え、了承を得ました。
10	26	勝どきには公立中学校がなく、勝どきに住む子どもは晴海まで通うこととなります。勝どきと月島は人口が増加しているため、公立中学校はあるべきだと思います。晴海の西側の旧選手村辺りに中学校ができると聞きましたが、勝どき地域、せめて月島地域に造ってほしいです。	学校施設の整備については、「園児・児童・生徒数の将来推計」に基づき、教室などに過不足が生じないように計画的に行っています。今後も区内の開発動向をはじめ地域の状況に注視し、毎年度推計を行い、適切に学校施設の整備を進め良好な教育環境を確保します。